

SANYO

第81期定時株主総会

招集ご通知

【開催日時】

2024年5月29日(水曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

【開催場所】

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷
東館3階 瑠璃

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8011/>



株式会社 三陽商会

証券コード 8011

TIMELESS WORK.

ほんとうにいいものをつくろう。

SANYO

「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」は、
当社の社是である「真・善・美」と
当社が目指す「いつの時代でも変わらぬ価値のあるものづくり」を表した言葉であり、
改めて自らの立ち位置を確認し、生活者から共感・共鳴され、愛される企業になるため、
その指針となるメッセージとして掲げるものです。



第81期定時株主総会招集ご通知

目次

株主の皆様へ 3

招集ご通知

第81期定時株主総会招集ご通知 4

議決権行使についてのご案内 6

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 7

第2号議案 取締役7名選任の件 8

第3号議案 監査役1名選任の件 13

事業報告 17

連結計算書類 40

計算書類 43

監査報告 46

当社取り扱いブランド 52



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の「令和6年能登半島地震」により被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

ここに当社の第81期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますのでご照覧ください。

ご高承のとおり、第81期は一昨年4月に公表いたしました3カ年の中期経営計画の2年度に当たっており、初年度であった第80期の実績を踏まえ、最終年度目標達成に向けた基礎固めをすることを目標に、社員一丸となってその達成に取り組んでまいりました。

過去3年間厳しい対応を迫られてきたコロナ禍も漸く沈静化し、昨年5月の5類感染症移行後は社会環境も平常化し市況回復も進みました。そうした中で当社売上も期を通して堅調に推移いたしました。

その間継続推進してきた事業構造改革の成果として、在庫削減、プロパー販売比率向上、粗利率改善等もさらに進展しました。結果として、売上、利益ともに当初計画はもとより、昨年10月に公表した修正計画もほぼ達成して当期決算を締めることができました。

今第82期は、いよいよ中期経営計画最終年度であり、同計画の最終仕上げを果たすべき極めて重要な年度であると認識しております。引き続き全社総力を結集して公表しております計画の必達を期す所存であります。

なお、今期の経営体制については、昨年に引き続き、取締役7名、監査役3名の陣容にて臨みたいと考えております。

経営陣一同、改めて強い決意を持って計画達成に邁進する所存ですので、株主の皆様には今後とも変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

大江 伸治

株主各位

証券コード 8011
2024年5月10日

(電子提供措置の開始日 2024年4月26日)

東京都新宿区四谷本塩町6番14号
株式会社三陽商会
代表取締役社長 大江 伸治

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の「令和6年能登半島地震」により被災されました皆様に、心よりお見舞いを申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/shareholder/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三陽商会」又は「コード」に当社証券コード「8011」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により 議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年5月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

インターネット等により 議決権を行使していただく場合



インターネット等による議決権行使のご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

書面（郵送）により 議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年5月28日（火曜日）
午後6時到着分まで

記

1 日 時	2024年5月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。)
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第81期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使のお取り扱い	(1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示が無い場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って行使ください。

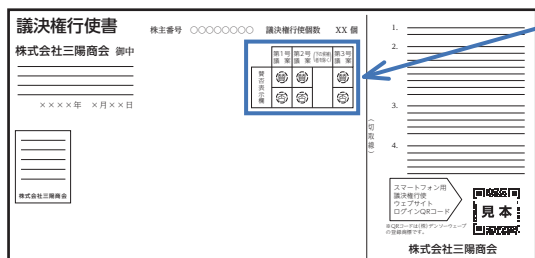
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



各議案についての賛否のご記入方法

第1・第3号議案

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 「否」の欄に○印

一部の候補者につき異なる意思を表示する場合 「賛」または「否」の欄に○印をし、異なる意思を表示される当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱い

- ・書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議案に対して賛否の表示が無い場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化を図る一方、株主還元を経営の最重要課題の一つと考えております。この方針に則り株主還元を強化するため、DOE（株主資本配当率）2%とした前期の配当から、当期は同3%の配当を目標といたしました。このことから、当期の期末配当につきましては下記のとおり1株につき88円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 88円
総額 1,026,958,416円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2024年5月30日 |

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	区 分	氏 名	性別	現在の当社における 地位及び担当等	在任 年数	取締役会 出席状況
1	再任	おお え しん じ 大江 伸治	男性	代表取締役社長 兼 社長執行役員	4年	15回/15回 (100%)
2	再任	か とう いく ろう 加藤 郁郎	男性	取締役 兼 副社長執行役員 事業統轄本部長 兼 事業本部長	4年	15回/15回 (100%)
3	再任 社外 独立	しい な もと よし 椎名 幹芳	男性	社外取締役	4年	14回/15回 (93%)
4	再任 社外 独立	に はし ち ひろ 二橋 千裕	男性	社外取締役	4年	15回/15回 (100%)
5	再任 社外 独立	やす だ いく お 安田 育生	男性	社外取締役	4年	14回/15回 (93%)
6	再任 社外 独立	なか もと おさむ 中本 修	男性	社外取締役	1年	※12回/12回 (100%)
7	再任 社外 独立	むら かみ か よ 村上 佳代	女性	社外取締役	1年	※11回/12回 (92%)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

※印は、2023年5月30日就任後の状況を記載しております。

候補者
番号

1

おお え しん じ
大江 伸治 (1947年8月27日生)

再任



所有する当社の株式数
31,423株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月	三井物産株式会社入社	2014年4月	当社取締役副社長執行役員社長補佐
1997年7月	同社本店繊維第三部長	2016年6月	当社取締役相談役
2004年4月	同社理事コンシューマーサービス 事業第一本部副本部長	2018年6月	同社相談役
2007年6月	株式会社ゴールドウイン取締役専 務執行役員総合企画本部長	2019年4月	同社顧問
2010年4月	当社取締役副社長執行役員総合企 画本部長兼事業統括本部長	2020年3月	当社入社 副社長執行役員
		2020年4月	当社副社長執行役員経営統括本部長
		2020年5月	当社代表取締役社長兼社長執行役 員経営統括本部長
		2023年3月	当社代表取締役社長兼社長執行役 員、現在に至る

取締役候補者とした理由

大江伸治氏は、繊維・アパレル業界における上場会社の経営経験を有しております。素材の調達から販売までアパレル業界についての広範な知識と経験に加え、経営者として事業再建の実績があります。当社においては、中期経営計画の策定・遂行にリーダーシップを発揮しております。事業に関する豊富な経験、国際経験、経営者としての法務・財務の知識など、当社を牽引するにふさわしい資質を有するものと判断しております。選任後は引き続き任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

2

か とう いく ろう
加藤 郁郎 (1961年1月4日生)

再任



所有する当社の株式数
12,242株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2019年1月	当社執行役員第二事業本部長
2008年7月	当社事業本部婦人服第二事業部 エヴェックスD I V長	2020年4月	当社常務執行役員事業本部長
2010年7月	当社事業本部婦人服事業部 企画第一D I V長	2020年5月	当社取締役兼常務執行役員事業本部長
2012年1月	当社執行役員事業本部企画商品統括 事業部婦人服企画部長	2021年4月	当社取締役兼常務執行役員事業本 部長兼デジタルマーケティング戦 略本部長
2014年7月	当社執行役員事業本部ビジネス開 発事業部長	2022年3月	当社取締役兼専務執行役員事業本 部長兼マーケティング&デジタル戦 略本部長
2016年7月	当社執行役員事業本部企画統括事業部 婦人服企画部長	2024年3月	当社取締役兼副社長執行役員事業 統括本部長兼事業本部長、現在に 至る
2017年1月	当社執行役員事業本部ブランドビ ジネス部長		

取締役候補者とした理由

加藤郁郎氏は、入社以来、企画部門を歴任し、当社主要ブランドのブランディング、商品企画、生産、技術に携わり、アパレル企業の経営を担う者として必要な経験と幅広い知識を有しております。現在、当社の副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対する事業領域の拡大を図るなど当社の事業を牽引しており、中期経営計画を達成するために中心となる人材であると判断しております。

候補者
番号

3

しいなもとよし
椎名 幹芳 (1949年8月12日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	三井物産株式会社入社	2008年4月	三国コカ・コーラボトリング株式会社 常務執行役員
1999年5月	同社繊維本部繊維第一部長	2009年3月	同社代表取締役社長
2003年3月	イタリア三井物産株式会社社長	2014年4月	埼玉県立大学理事
2005年10月	三井物産株式会社 ライフスタイル事業本部副本部長	2017年3月	当社社外取締役
2006年4月	同社食料・リテール本部副本部長	2019年3月	当社社外取締役 退任
		2020年5月	当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

椎名幹芳氏は、アパレル・小売業界、ブランディング、国際ビジネスなどの知見に加え、上場会社の代表取締役社長として経営全般やコーポレートガバナンスについての経験も有しております。それらの豊富な経験をもとに2020年からは当社取締役会の議長を務め、当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しております。選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、選任後は引き続き取締役会議長並びに任意の指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定です。なお、同氏は、三井物産株式会社に勤務しておりましたが、2008年3月に退職しております。

候補者
番号

4

にはしちひろ
二橋 千裕 (1954年1月26日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	株式会社伊勢丹入社	2010年1月	株式会社東急百貨店 代表取締役社長執行役員
2002年6月	同社執行役員営業本部 MD統括部婦人営業グループ担当長	2011年4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 専務執行役員
2004年6月	同社常務執行役員営業本部MD統括部長	2018年2月	株式会社東急百貨店取締役会長
2006年2月	同社専務執行役員営業本部長	2019年4月	株式会社東急百貨店取締役相談役
2006年6月	同社取締役専務執行役員営業本部長	2020年4月	株式会社東急百貨店特別顧問
2008年4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 取締役	2020年5月	当社社外取締役、現在に至る
2008年6月	株式会社伊勢丹代表取締役専務執 行役員営業本部長	2021年3月	TimeAge株式会社（現 株式会社 DiO）特別顧問、現在に至る
2010年1月	同社専務執行役員	2022年4月	株式会社東急百貨店名誉顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

二橋千裕氏は、長きにわたり百貨店の経営に携わり、アパレル・小売業界に精通しております。百貨店における豊富な経営経験、ブランディングやマーケティングに関する幅広い知識に基づいた意見・指摘は、中期経営計画の実現のために有益であり、また、当社取締役会における議論の活性化にも貢献いただいております。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスを2015年3月に退任しております。また、2020年4月以降は株式会社東急百貨店の業務執行には関与せず、2023年3月に同社名誉顧問を退任しております。

候補者
番号

5

やす だ いく お
安田 育生 (1953年4月28日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2015年 9月	株式会社ハウスドゥ (現 株式会社 And Doホールディングス) 社外取締役
1998年 7月	ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク入社	2017年10月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問
2000年 1月	リーマン・ブラザーズ証券社在日代表	2018年 4月	社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事、現在に至る
2003年 5月	多摩大学ルネサンスセンター客員教授	2018年 4月	公益社団法人経済同友会幹事、現在に至る
2004年 9月	ピナクル株式会社設立 代表取締役会長	2018年12月	ピナクルTTソリューション株式会社取締役会長
2005年 5月	株式会社テイツー取締役	2019年 3月	株式会社ティーケーピー顧問
2006年 4月	九州大学特任教授	2020年 5月	当社社外取締役、現在に至る
2009年11月	ピナクル株式会社代表取締役会長 兼社長兼CEO、現在に至る	2021年 1月	マフォロバ株式会社代表取締役会長
2012年 3月	社団法人東京ニュービジネス協議会理事		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

安田育生氏は、国内外の金融機関で豊富なビジネス経験を有しております。金融や財務の知見をもとに特にM&A、事業継承、事業再建といった分野を専門としております。金融市場・M&Aに関する見識は、事業成長に向けた中期経営計画の実現のために有益であります。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、選任後は引き続き任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

6

なか もと おさむ
中本 修 (1950年10月16日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 3月	八木通商株式会社入社	2007年 6月	同社執行役員Mackintosh UK社代表取締役副会長
1994年 6月	同社ミラノ事務所所長	2009年 6月	同社取締役Mackintosh UK社代表取締役副会長
1996年 7月	同社輸入服飾部長	2010年 6月	同社取締役輸入服飾第2部担当
1999年 6月	同社欧州総代表兼ミラノ事務所所長	2012年 4月	同社取締役J&M Davidson事業部担当
2004年 2月	同社ブランド事業部長兼ファッションリソース事業部長	2015年 6月	インターブリッジ株式会社代表取締役専務
2006年 6月	同社執行役員ブランド事業部長兼ファッションリソース事業部長	2023年 5月	当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

中本修氏は、主に衣料品の輸入を行う商社においてブランドビジネスに関わる要職を歴任し、また、同社の海外関連会社(英国)で代表取締役副会長にも就任しております。アパレル・小売業界に精通しており、商品企画、ブランディング、海外ビジネスなど豊富な経験と幅広い知識は、中期経営計画の実現のために有益であります。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は、八木通商株式会社を2015年6月に、インターブリッジ株式会社を2018年5月にそれぞれ退任しております。

候補者
番号

7

むら かみ か よ
村上 佳代 (1967年9月16日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年9月	エージー株式会社入社	2016年10月	株式会社シナプス入社
1996年12月	有限会社エムケイコネット設立	2020年6月	エン・ジャパン株式会社社外取締役、現在に至る
2001年5月	ネットイヤーグループ株式会社入社	2020年7月	Kazu and Company合同会社代表社員兼CEO、現在に至る
2007年3月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社	2023年4月	一般財団法人沖繩ITイノベーション戦略センター アドバイザリーフェロー、現在に至る
2012年9月	楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社)入社	2023年5月	当社社外取締役、現在に至る
2013年9月	P.G.C.Dジャパン株式会社入社		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

村上佳代氏は、デジタルマーケティング、デジタルトランスフォーメーションを専門分野とし、その領域に精通しております。マーケティングやECに関する見識は、中期経営計画の実現のために有益であります。当社ECサイトの再構築にあたっては専門家としての見地から必要かつ確かな助言・提言をいただいております。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

- 候補者大江伸治氏及び加藤郁郎氏の「所有する当社の株式数」には、三陽商会役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
- 候補者椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、会社法第427条第1項に基づき、候補者椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が本総会において承認された場合には、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、候補者椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が本総会において承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- 候補者村上佳代氏の戸籍上の氏名は、金澤佳代(かなざわ かよ)であります。
- 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者であるすべての取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役飯村北氏は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

区分	氏名	性別	現在の当社における地位	在任年数	取締役会出席状況	監査役会出席状況
再任 社外 独立	いいむら 飯村	そむく 北	男性 社外監査役	4年	15回/15回 (100%)	13回/13回 (100%)

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者



所有する当社の株式数
一株

いい むら
飯村

そむく
北 (1953年4月14日生)

再任 社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年 4月	枳田・江尻法律事務所入所	2016年 6月	株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）社外監査役、現在に至る
1988年10月	米国Rogers Wells法律事務所（現Clifford Chance法律事務所） 出向	2017年 2月	株式会社不二越社外監査役
1992年 1月	枳田・江尻法律事務所パートナー 弁護士	2020年 1月	名取法律事務所（現 ITN法律事務所）入所 シニアパートナー
2007年 7月	西村あさひ法律事務所パートナー 弁護士	2020年 5月	当社社外監査役、現在に至る
2014年 6月	マルハニチロ株式会社社外取締役、現在に至る	2020年 6月	古河電池株式会社社外取締役、現在に至る
		2020年12月	ITN法律事務所代表弁護士、現在に至る

社外監査役候補者とした理由

飯村北氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的見地及び豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役の候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 飯村北氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、候補者飯村北氏との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が本総会において承認された場合には、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、候補者飯村北氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が本総会において承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者であるすべての監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しています。

以 上

■（ご参考）本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

＜当社の取締役会に必要なスキル＞

当社の取締役・監査役選任基準においては、取締役・監査役にふさわしい人格・見識を有すること、持続的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること、経営監督を行う識見・能力を有すること、客観的に分析・判断する能力を有すること等をその選任基準として定めております。

また、現在の中期経営計画（2023年2月期～2025年2月期）は、再生プランで実行した構造改革施策を継続しつつ、守勢から攻勢に転じるために、ブランド戦略、チャンネル戦略、マーケティング戦略、E C戦略の4つの成長戦略を推進することとしております。

本計画達成のため、また同時に透明性の高い経営を維持するため、取締役会の構成は以下のスキルを備えるべきであると考えます。

本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）が有する主な知識・経験・能力は、次のとおりです。

	取 締 役				
	おお え しん じ 大江 伸 治	か とう いく ろう 加 藤 郁 郎	しい な もと よし 椎 名 幹 芳	に は し ち ひろ 二 橋 千 裕	やす だ い く お 安 田 育 生
社外／独立役員			社外 独立	社外 独立	社外 独立
委員会等の状況	指名・報酬委員会委員		取締役会議長 指名・報酬委員会委員長		指名・報酬委員会委員
企業経営経験	○	○	○	○	○
業界・小売全般についての知見	○	○	○	○	
ブランディング	○	○	○	○	
商品企画／生産・技術	○	○			
マーケティング／CRM	○	○		○	
E C／OMO		○			
国際経験／海外ビジネス	○		○		○
金融市場／M&A	○				○
法務／コンプライアンス	○	○			
財務／税務／会計	○				○

＜選定した各スキルの定義＞

企業経営経験	経営経験や、経営の監督に関する知識・経験
業界・小売全般についての知見	アパレル業界に関する知見や、当社のチャンネル戦略を推進する上で必要とされる百貨店・直営店・アウトレット等の小売におけるビジネス経験
ブランディング	当社のブランド戦略推進のために必要なブランド世界観の表現やブランド価値向上等、ブランディング分野における知見や、ライセンス事業拡大に必要とされるビジネス経験
商品企画 生産・技術	当社の強みである高品質・高品位・高付加価値商品を生み出すための商品企画・生産、及びそれを支える技術・品質管理分野における知見
マーケティング CRM	当社のマーケティング戦略の推進に必要なマーケティング分野における広範な知識や、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）に関する知見
E C OMO	当社のE C戦略を推進するために、E Cと実店舗の相互補完体制（OMO＝オンラインとオフラインの融合）確立に必要なE C分野の広範な知見や、越境E C、インバウンド対応に関する知見
国際経験 海外ビジネス	将来の海外事業展開等を検討する上で必要な国際経験や、ライセンス事業を含めた海外ビジネスに関する知見
金融市場 M&A	プライム市場上場企業経営に必要な金融市場に関する専門知識と、将来の成長戦略の手段の一つであるM&Aに関する知見
法務 コンプライアンス	法曹分野の専門知識や、同分野における指導的役割を務めた経験
財務／税務／会計	財務・税務・会計分野の専門知識や、同分野における指導的役割を務めた経験

取 締 役		監 査 役			
なか もと おさむ 中本 修	むら かみ か よ 村上 佳代	い とう ろく いち 伊藤 六一	い い むら そむく 飯村 北	ふく だ あつし 福田 厚	
社外 独立	社外 独立		社外 独立	社外 独立	社外／独立役員
		監査役会議長			委員会等の状況
○	○				企業経営経験
○		○			業界・小売全般についての知見
○					ブランディング
○					商品企画／生産・技術
	○				マーケティング／CRM
	○				E C／OMO
○					国際経験／海外ビジネス
					金融市場／M&A
		○	○	○	法務／コンプライアンス
		○	○	○	財務／税務／会計

※伊藤六一氏及び福田厚氏は、当社第79期定時株主総会において監査役に選任され就任しております。
※本スキルマトリックスは、取締役（候補者）及び監査役（候補者含む）の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安や資源価格の高騰、更には世界各地での紛争激化等地政学リスクの高まりの影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症収束に伴う経済活動の再活性化、好調な企業業績と雇用・所得環境の改善が進む中で、緩やかな回復を続けています。

当アパレル・ファッション業界の市況も、8-9月の記録的な猛暑による秋冬商戦の初動遅れ等の影響はありましたが、コロナ禍収束後の人流回復や旺盛なインバウンド需要に支えられ総じて堅調な推移となりました。

こうした状況の下、当社グループにおいても、主力の百貨店を始めとする実店舗への集客が回復したことや、インバウンド売上の増加、更には設立80周年記念商品を始め新規開発商材が好調に稼働し売上に寄与したこと等により、前年を上回る売上高を確保することができました。

当連結会計年度は2022年4月14日に公表いたしました中期経営計画の2年目にあたり、売上総利益率の改善、人材への投資等の経費を除いた販売費及び一般管理費の抑制に継続的に取り組み、K P Iの更なる改善に努める一方で、9月にはECプラットフォームの刷新を完了、また実店舗においては新規出店や既存店の環境改善、宣伝販促活動の強化等を実施し、最終年度目標達成に向けた売上拡大策を積極的に推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は613億5千3百万円、営業利益は30億4千7百万円、経常利益は31億8千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は27億8千7百万円となりました。

部門別売上の状況

区 分	売上高	構成比率
紳士服・洋品	24,315 百万円	39.6 %
婦人服・洋品	31,385	51.2
服飾品他	5,652	9.2
合 計	61,353	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、出店等による店舗設備等で総額7億2千4百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期借入金への借換えを実行しております。

なお、当連結会計年度の期末残高は68億円であります。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

<今後の見通しについて>

今後の見通しにつきましては、円安や資源価格高騰の影響は引き続き受けるものの、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果にも支えられ、緩やかな回復基調が続くものと予想しております。旺盛なインバウンド需要に加え、今後、賃金上昇が加速する中で所得から支出への前向きな循環メカニズムが経済全体で強まることにより、国内経済が徐々に活性化することも期待されます。

このような情勢の中、当社グループは2022年4月14日に公表いたしました中期経営計画に則り、引き続き業績拡大に取り組んでまいります。本中期経営計画最終年度に当たる2025年2月期には、中期経営計画の最終仕上げを果たすべく2025年2月期計画の必達を目指すとともに、次期中期経営計画での更なる飛躍を期し、重点課題として「商品力」と「販売力」の抜本強化に取り組みます。

2025年2月期通期連結業績予想につきましては、売上高625億円、営業利益33億円、経常利益34億円、親会社株主に帰属する当期純利益31億円といたします。

<中期経営計画（2023年2月期～2025年2月期）の進捗状況>

中期経営計画の概要、及び進捗状況は以下のとおりです。

Mission（＝経営理念）

ファッションを通じ、美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献する

Vision

高い価値創造力と強靱な収益力を併せ持った、またサステナブルな社会の実現に貢献することができる、エクセレント・カンパニーを目指す

Values

高品質・高品位・高付加価値商品を生み出すスキル
優良なブランドポートフォリオとブランドビジネス遂行能力
クリエイティブでかつ高い倫理観を持った社員
優れた統治能力を持った経営者及び経営体制

1. 中期経営計画（2023年2月期～2025年2月期）の全体像

構造改革の推進による確固たる収益基盤の構築と、会社を成長軌道に乗せるための施策として、ブランド戦略、チャネル戦略、マーケティング戦略、EC戦略の4つの戦略を掲げております。

2. 構造改革の進捗状況

粗利率改善のための施策

2024年2月期は主要仕入先との取り組み強化によるSCM最適化、仕入プール運用による過剰仕入の抑制、売れ筋商材のクイックレスポンス対応、MDサイクル短期化等に取り組み、売上総利益率は前期差0.2ポイント改善し62.2%となりました。2025年2月期は、調達原価率抑制、インベントリーコントロール強化、プロパー販売比率改善に継続して取り組むことにより中期経営計画に掲げる63.0%を達成してまいります。

販売費及び一般管理費のコントロール

2024年2月期は売上連動の販売手数料増加、売上拡大に資する店舗/システム/宣伝販促/人材への投資を強化しつつ固定性経費は抑制基調を継続し、販売費及び一般管理費率は前期差0.9ポイント改善し57.2%となりました。2025年2月期は売上拡大に伴う変動費増加、成長戦略加速のための投資、社員還元の抜本強化を盛り込み、販売費及び一般管理費は361億円、販売費及び一般管理費率は57.8%を計画しております。

3. 成長戦略の進捗状況

ブランド戦略

7つの基幹ブランドは2024年2月期においても全ブランドが営業黒字を達成し、収益力を備えた安定したブランドポートフォリオを構築しております。ブランディング強化及び事業拡大に向けた積極投資と顧客戦略の推進により、各基幹ブランドの売上高100億円体制を早期に構築することで、確固たる事業・収益基盤の確立を目指しております。

チャネル戦略

主力販路である百貨店は、ブランド複合展開による人員体制見直し、在庫適正化に取り組み、店舗効率の改善を図ると共に、都心型有力百貨店への出店や主力店舗の環境改善を進めております。

直営店、アウトレットは2024年2月期の訪日客増加に伴い、インバウンド売上が拡大し売上が牽引いたしました。2025年2月期においても有力施設への出店等により継続的な拡大を計画しています。ECは2024年2月期にサイトリニューアルを実施し、新規ユーザーの獲得、プロパー販売強化に取り組んでおります。

マーケティング戦略

CRM強化のため、顧客基盤の整備とデータ活用を推進しております。2025年2月期はSANYO MEMBERSHIP会員プログラムの見直しや会員向けプロモーション強化によりアクティブ会員のランクアップや休眠会員のアクティブ化に取り組んでまいります。

EC戦略

2024年2月期にサイトリニューアルにより機能、サービスを拡充いたしました。2025年2月期にはOMO（オンラインとオフラインの融合）の更なる推進により、ECと実店舗の相互補完体制を確立することでEC売上高87億円を目指してまいります。

4. 資本戦略

中期経営計画、及び2023年10月6日に公表いたしました「PBR改善計画」に則り、成長投資、社員還元、株主還元の強化を実施し、強固な財務基盤を確立してまいります。収益力拡大による資本の積み上げ、及び配当水準の段階的向上により、株主資本コストを上回るROE（自己資本利益率）達成を中長期目標に掲げ、2025年2月期にはROE7.5%、DOE4%の配当実施を計画しております。

<利益配分に関する基本方針>

当社グループは、株主還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、「PBR改善計画」に掲げている方針に基づき、配当水準を段階的に引き上げてまいります。当期の配当金につきましては、DOE3%相当の1株当たり年88円を提案しております。次期の配当金につきましては、配当水準の更なる向上によりDOE4%相当の1株当たり年125円の配当を予想しております。

なお、2025年2月期計画及び中期経営計画の進捗状況につきましては、当社ホームページ→投資家情報→IRライブラリ→決算短信・決算情報に掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/library/result/>)

<サステナビリティに関する考え方及び取り組み>

1. マテリアリティ（重要課題）

地球温暖化による気候変動に加え、人権問題など責任ある調達や循環型社会の実現、人的資本経営への転換など、特にファッション産業が抱える環境・社会課題は多岐に亘っております。当社もこうした課題解決の一翼を担うべく、2023年3月に「持続可能な地球環境への貢献」、「サーキュラーエコノミーへの取り組み」、「CSR調達の更なる推進」、「多様性の尊重と働きがいのある職場づくり」の4つのマテリアリティを特定いたしました。そしてこれら4つのマテリアリティそれぞれに定量目標を設定し、その達成に向けた個別アクションプランを推進しております。アクションプランの推進にあたっては、従業員一人ひとりが自らの課題として取り組むとともに、サプライチェーン全体における大きな課題については、パートナーシップを深化させて協働してまいります。

2. 推進体制

当社は、サステナビリティに関する課題に対応するため、経営会議直下にサステナビリティ委員会を設置し、当社が直面する環境、社会面の課題に対する実行計画策定、進捗のモニタリングを実施しております。

サステナビリティ委員会は専務執行役員経営統轄本部長が委員長、主要部門の部門長が委員を務め、サステナビリティ推進室が事務局を担当しています。委員会における協議事項は経営会議にて決定・承認すると共に、定期的に取締役会へ報告することで取締役会の監督が適切に行われる体制を整備しております。

2023年度は委員会を11回開催し、経営会議に10回、取締役会/取締役説明会に7回報告しました。

3. サステナビリティ課題への取り組み

当社は2024年1月に、サステナビリティ基本方針、環境方針、人権方針、人的資本方針等のサステナビリティ関連方針を新たに策定いたしました。今後はこれらの方針に則り、取り組みを推進してまいります。

①気候変動課題

GHG（温室効果ガス）排出量の長期削減目標としてScope 1・2の排出量を2050年度までにネットゼロとすることを定めております。また、中期目標として2030年度までにScope 3を2019年度比で30%削減するために、在庫削減/仕入管理による廃棄削減、環境配慮型素材への段階的な置き換え、サプライチェーン全体での取り組みを推進し、引き続き議論を行ってまいります。

②資源循環課題

サーキュラーエコノミーへの取り組みに関しては、新たな取り組みとして、当社らしいリユース事業の実現に向けて準備を進めており、循環型社会への貢献と持続可能なビジネスモデルの両立にチャレンジする所存であります。

また、環境負荷の低い物流を目指して、CO₂排出量・資源使用量・廃棄物量の削減を図るべく、物流過程におけるプラスチックのリデュース・リユース・リサイクルを推進し、プラスチックの使用削減、マテリアルリサイクルに取り組んでおります。

③人権課題

生産過程における人権の尊重については、2019年に三陽商会取引行動規範（SANYO Code of Conduct）基本ガイドラインを定め、これに則り生産数の約9割をカバーする取引工場を対象に第三者機関における工場監査を実施し、監査実績に応じたランク付けと改善指導によるCSR調達を行っております。

また、2023年10月に当社の人権デュー・ディリジェンスへの取り組みの一つとして、「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」を表明し、当社製品の生産に関与する外国人技能実習生を含む全ての労働者の人権を尊重することを宣言しております。

④人的資本課題

当社は人的資本の強化が企業価値向上のための重要な課題であると認識し、「プロフェッショナル人材の育成と人事インフラ整備を通じた個の能力の最大化、及び多様な知識と経験を持つ個の融合により、組織力向上に取り組む」ことを人的資本方針に定めました。多様なバックグラウンドを有する従業員の能力の最大化を支援し、それぞれが活躍できる環境を整備してまいります。

4. 主要な指標/目標及び進捗状況

当社が特定した4つのマテリアリティにおける主要な指標/目標は以下の通りです。

マテリアリティ	指標	目標	目標年度	23年2月期実績
持続可能な地球環境への貢献	GHG排出量 Scope 1・2削減	①50%削減 ※2019年度比	2030	25%削減
		②ネットゼロ	2050	
	GHG排出量 Scope 3削減	30%削減 ※2019年度比	2030	35%削減

※GHG排出量は前連結会計年度実績

マテリアリティ	指標	目標	目標年度	24年2月期実績
サーキュラーエコノミーへの取り組み	ハンガーカバー、ニットカットソー用包装プラスチックのマテリアルリサイクル率	50%	2030	11.5%
CSR調達の更なる推進	CSR工場監査 Aランク工場比率	90%以上	2030	84.9%
多様性の尊重と働きがいのある職場づくり	女性管理職比率	20%	2026	9.4%
	男性の育児休業取得率	100%		25.0%
	男女間賃金格差（男性を1とした場合の女性の割合/全職種）	72%		68.9%

当社は、全社を挙げてサステナブルな社会の実現に貢献することを目標に掲げ、事業を推進してまいります。

なお、サステナビリティ活動に関する最新情報につきましては、当社ホームページ→サステナビリティに掲載しておりますのでご参照ください。（<https://www.sanyo-shokai.co.jp/sustainability/>）

<事業等のリスク情報>

1. 特に重要なリスク

①原材料の高騰について

世界的なインフレーションの傾向により、アパレル関連の原材料価格は高騰を続けております。現在、当社グループでは、適正な製品価格への転嫁を行っておりますが、今後、原材料価格の高騰が継続した場合は、更なる製品価格の上昇につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

②製造活動について

当社グループは、中国・アジア地域を中心に、製品の製造活動を行っておりますが、海外での製造活動において、予期しえない法律や規制の変更、産業基盤の脆弱性、テロ、戦争による地政学的又は政治的混乱等のリスクが存在します。これらのリスクが現実化した場合、当社グループの海外での製造活動に支障が生じ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

2. 重要なリスク

①ウイルス感染症等について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症を教訓として、今後もステークホルダーへの安全対策に配慮し、不測の事態への備えを行ってまいります。ただし、予測し得ないウイルス感染症等が蔓延することにより、市場の停滞等が起きた場合は、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

②ファッション商品の特性について

当社グループの主力商品の大部分はファッション衣料及び服飾品であります。ファッション商品の販売はその特性上、流行に左右されやすい傾向があります。当社グループは消費者ニーズの変化に対応するべく、商品企画の更なる刷新と市場情報収集力の強化に努めております。今後とも商品企画力、販売力の強化により売上拡大を図っていく方針であります。流行の急激な変化によっては、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権の使用について

当社グループは現在複数の海外提携先と契約し、当該提携先所有の知的財産権を使用したブランド（ライセンスブランド）の衣料及び服飾品を販売しております。現在、これらのライセンスブランドの総売上高は当社グループの売上高の過半を占めております。当社グループといたしましては、これらの提携先とは密接で良好な関係を構築し維持しており、今後とも売上の拡大を図ってまいります。しかしながら、契約更改時における契約更改条件等によっては、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

④気象状況や経済状況等について

ファッション衣料及び服飾品は、気象状況あるいは経済状況の変化の影響を受けやすく変動しやすいため、種々の変化に対応できるよう、クイックレスポンス体制等による対応を図っております。しかしながら、冷夏や暖冬などの天候不順や予測不能な気象状況又は経済環境の変化等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。また、温室効果ガスが原因と考えられる温暖化等の気候変動や、資源枯渇、プラスチックごみによる海洋汚染等の問題は世界共通の社会課題であるとの認識のもと、当社グループでは中長期のサステナブルビジョンの実現に向け、社会・地球環境の持続可能性向上と当社グループの持続的成長を図る「ESG経営」を推進しております。当社グループはサステナビリティ貢献製品の創出とその市場拡大により、環境や社会の課題解決に寄与することで地球及び社会のサステナビリティの向上に貢献していきます。しかしながら、これらに対する取り組みが不十分な場合には、社会からの信頼の喪失、市場競争力の低下につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤為替変動について

為替相場の変動は、当社グループの輸出入取引に係る交易条件及び海外グループ会社の業績の邦貨換算結果等に対して影響を及ぼします。これら為替変動に係るリスクは、為替予約等を行うことによりリスクヘッジしておりますが、完全に回避できるものではなく、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥品質管理について

当社グループは厳しい品質管理基準にしたがって各種製品を提供しておりますが、予測しえない品質トラブルや製造物責任に係る事故が発生した場合は、企業及びブランドイメージが損なわれ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦情報管理について

当社グループは直営店及び百貨店等の店頭での顧客管理、並びに自社EC等の会員顧客管理上、多くの個人情報情報を保有しております。これらの情報の管理・取り扱いについては当社コンプライアンス委員会、内部統制委員会で社内ルールを決定し、管理体制を整え万全を期しております。しかしながら、情報流出や漏洩が発生した場合は、当社グループの社会的信用を低下させ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

以上、9項目の他にその他の一般的なリスクとして、取引先の破綻による貸倒れ、災害、事故、法的規制及び訴訟等、さまざまなリスクが考えられます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期	第79期	第80期	第81期
	自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日	自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日	自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日	(当連結会計年度) 自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日
売上高 (百万円)	37,939	38,642	58,273	61,353
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△9,036	△735	2,437	3,184
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	△4,988	661	2,155	2,787
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 (△) (円)	△412.07	54.59	178.68	238.96
総資産 (百万円)	52,926	51,629	54,413	58,758
純資産 (百万円)	33,462	33,920	36,435	41,258

(注) 第80期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第80期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 親会社及び重要な子会社の状況 (2024年2月29日現在)

1. 親会社の状況

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
上海三陽時裝商貿有限公司	155,484 千元	100.0 %	海外生産支援業務
エコアルフ・ジャパン(株)	100 百万円	70.6 %	日本国内における商標の管理・運用、ライセンス供与

(8) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

区 分	主要品目
紳士服・洋品	コート・スーツ・ジャケット・スラックス・セーター・シャツ等
婦人服・洋品	コート・ドレス・スーツ・ジャケット・スカート・セーター・シャツ・ブラウス等
服飾品他	バッグ・ベルト・傘・ハンカチ・アクセサリ等

(9) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

会社名	区分	名称	所在地
(株)三陽商会	当 社	本社 本社別館 (通称ブルークロスビル) 大阪支店 名古屋支店 福岡支店 札幌営業所	東京都新宿区 東京都新宿区 大阪府大阪市中央区 愛知県名古屋市中区 福岡県福岡市中央区 北海道札幌市中央区
上海三陽時裝商貿有限公司	子会社	本社	中国上海市
エコアルフ・ジャパン(株)	子会社	本社	東京都新宿区

(10) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	462 名	4 (減) 名
女 性	688	25 (減)
合 計	1,150	29 (減)

(注) 上記従業員数の他に期中平均人員1,442名の嘱託及び臨時販売員を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	459 名	4 (減) 名	44.9 才	17.0 年
女 性	684	25 (減)	41.7	14.0
合計又は平均	1,143	29 (減)	43.0	15.2

(注) 上記従業員数の他に期中平均人員1,442名の嘱託及び臨時販売員を雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	3,000 百万円
(株)三井住友銀行	2,000 百万円
(株)商工組合中央金庫	1,000 百万円
(株)みずほ銀行	800 百万円

2 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,669,982株
(自己株式952,952株を除く)

(3) 株主数 15,289名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
八木通商(株)	1,515 千株	12.98 %
(株)日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・三井物産(株)退職給付信託口)	757	6.49
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	708	6.07
吉田知広	378	3.24
MSIP CLIENT SECURITIES	349	2.99
三井物産(株)	345	2.96
明治安田生命保険相互会社	270	2.32
MSCO CUSTOMER SECURITIES	248	2.13
野村信託銀行(株) (投信口)	205	1.76
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	188	1.61

(注) 1. 当社は、自己株式を952,952株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式952,952株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した当該株式の数は次のとおりです。

区分	株式数	交付を受けた人数
取締役 (社外取締役を除く)	8,800株	2名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 江 伸 治	兼 社長執行役員
取 締 役	加 藤 郁 郎	兼 専務執行役員 事業本部長 兼 マーケティング&デジタル戦略本部長
取 締 役	椎 名 幹 芳	
取 締 役	二 橋 千 裕	
取 締 役	安 田 育 生	ピナクル(株) 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO、マフォロバ(株) 代表取締役会長
取 締 役	中 本 修	
取 締 役	村 上 佳 代	Kazu and Company合同会社 代表社員 兼 CEO、エン・ジャパン(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 六 一	
監 査 役	飯 村 北	弁護士、マルハニチロ(株) 社外取締役、古河電池(株) 社外取締役、(株) ヤマダホールディングス 社外監査役
監 査 役	福 田 厚	公認会計士、ニチバン(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役加藤郁郎氏は、2024年3月1日付で、取締役 兼 専務執行役員 事業本部長 兼 マーケティング&デジタル戦略本部長から取締役 兼 副社長執行役員 事業統轄本部長 兼 事業本部長に地位が変更になっております。
2. 取締役安田育生氏は、2024年3月29日付で、マフォロバ(株) 代表取締役会長を退任いたしました。
3. 取締役椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏は、社外取締役であります。
4. 監査役飯村北氏及び福田厚氏は、社外監査役であります。
5. 矢野麻子氏は、2023年5月30日開催の第80期定時株主総会の終結のときをもって、取締役を退任いたしました。
6. 監査役福田厚氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏並びに監査役飯村北氏及び福田厚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役及び監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関して

当社は、次のとおり役員報酬の決定に関する方針について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予めその内容について任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

<報酬の決定に関する基本方針>

取締役の報酬等の総額は、基本報酬としてその職責と役位に応じて支給する固定の月額報酬、業績連動報酬として業績等に基づき支給する賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。その構成は、固定の月額報酬を70%とし、賞与は0%~22.5%の範囲で変動（100%達成時は15%）、譲渡制限付株式報酬を15%と設定しております。また、社外取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給せず、固定の月額報酬のみで構成されております。

取締役の報酬額は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会にて他社水準との比較や経営内容及び役位等を踏まえ審議された後、取締役会において決定されております。

監査役の報酬等の総額は、常勤監査役と社外監査役各々の業務内容等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定の月額報酬のみとしております。

<業績連動報酬について>

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬は、営業利益の黒字化を前提とし、企業の収益性を図る指標となる連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成度に応じて算定した上で、賞与として支給されております。

なお、各指標の実績については「連結損益計算書」に記載のとおりです。

<譲渡制限付株式報酬について>

譲渡制限付株式報酬は株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、取締役会決議により毎年一定の時期に業務執行取締役譲渡制限期間が付いた株式をその役位等に基づき割り当てるものであります。譲渡制限期間は3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間としております。

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、その役位等に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てる形で支給されております。

<個人別報酬の決定について>

取締役の個人別の報酬等の内容は、透明性を確保するため独立性の高い任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定していることから、役員報酬の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	131 (34)	100 (34)	16 (—)	14 (—)	8 (6)
監査役 (うち社外監査役)	31 (14)	31 (14)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 上表には、2023年5月30日開催の第80期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
4. 譲渡制限付株式報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
5. 取締役の報酬等の総額は、2007年3月29日開催の第64期定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、上記の報酬枠の範囲内で、2019年3月28日開催の第76期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、かつ、年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く）は5名です。
6. 監査役の報酬等の総額は、2007年3月29日開催の第64期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等 (2024年2月29日現在)

	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	椎名幹芳	—	—
	二橋千裕	—	—
	安田育生	ピナクル(株) 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO マフォロバ(株) 代表取締役会長	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	中本修	—	—
	村上佳代	Kazu and Company合同会社 代表社員 兼 CEO エン・ジャパン(株) 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
監査役	飯村北	マルハニチロ(株) 社外取締役 古河電池(株) 社外取締役 (株)ヤマダホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	福田厚	ニチバン(株) 社外監査役	特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	椎名幹芳	15回中14回 (93%)	—	取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、また、取締役会議長並びに任意の指名・報酬委員会の委員長として議事を円滑かつ適正に進行させ、期待される役割、責務を果たしております。
	二橋千裕	15回中15回 (100%)	—	取締役会においては、企業経営者として長年にわたり培ってきた豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	安田育生	15回中14回 (93%)	—	取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、また、任意の指名・報酬委員会の委員も務め、期待される役割、責務を果たしております。
	中本修	※12回中12回 (100%)	—	取締役会においては、商品企画、ブランディング、海外ビジネスについての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	村上佳代	※12回中11回 (92%)	—	取締役会においては、マーケティングやECについての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
監査役	飯村北	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	福田厚	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。

※印は、2023年5月30日就任後の状況を記載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	75百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である商標使用料に関する合意された手続業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、法令・定款及び取締役執務規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
2. 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、作成した計画に基づいて定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対して、その結果を報告しております。
3. コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査室の活動を通じ、コンプライアンス体制の充実を図っております。
4. サステナビリティ基本方針、企業行動基準、就業規則、コンプライアンス規程、重要情報の適時開示と内部者取引防止規程等、行動規範に結びつく各種の規程、基準等を備え、その周知徹底を図っております。
5. 社内取締役、執行役員を対象に、外部専門家による「不祥事を防ぐ企業風土作りとコンプライアンス意識の向上策」に関するウェブ講義を行いました。また、新任の社内取締役、執行役員に対しては、「社内取締役、執行役員が認識すべき義務と責任の理解」をテーマとした特別研修を行うことを義務化しております。
6. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、職制を通じての報告のほか、当社内の通報窓口又は社外の顧問弁護士を通じて当社に通報できるコンプライアンス通報制度（三陽アラーム制度）により、代表取締役社長を含む経営陣及び監査役、コンプライアンス委員長に速やかに報告が上がるよう体制を整備しております。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、これら勢力及び団体とは一切関わらない方針を貫いております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行・意思決定に関わる取締役会議事録、経営会議議事録、執行役員会議事録、稟議書、各種申請書及び契約書等を文書保存規程の定めるところにより作成・保存し、また、それら文書の管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社の業務に関連するリスクとして、「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」及び「災害リスク」等が考えられますが、かかるリスクに基づく損失の発生防止のための各種規程及びマニュアルを策定するとともに、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を通じて危機管理についての社内啓発・教育を実施しております。また当該損失の防止策が実効的に機能することを確保するため、内部監査室はその状況について監視しております。
2. 損失の危険が発生した場合は、危機管理規程に則り、危機管理委員会がその種類に応じて対応しております。
3. リスク管理の中核となる責任者として「コンプライアンス委員長」を任命し、同委員長は社内のあらゆる情報にアクセス権を有し、社外取締役及び監査役会への当該関連案件の報告義務を負っています。また法令遵守に関する広義のコンプライアンスリスクに対応する観点から、コンプライアンス委員長の下にコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回を原則として開催しております。
4. 損失の危険の管理に関する委員会等の名称と役割は次のとおりです。

『危機管理委員会』

「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」、「災害リスク」の発生時において、各種リスク毎に定めた関係部門による対策本部を組織し、適切な管理体制を構築し運営しております。

また、上記以外の新たなリスクの発生時には、危機管理委員長が必要に応じて別途対策本部を定め、適切な管理体制を構築し運営しております。

『コンプライアンス委員会』

同委員会においては、四半期毎に認識された下記の各種リスクに関する懸念事項を共有し、適宜問題の解決を図っております。

<コンプライアンス委員会が検討する各種リスク>

- ① 法令違反行為全般に関するリスク
- ② 企画・製造・販売の事業活動に関する取引先リスク
- ③ 金銭授受、支払い、インサイダー、税務に関するリスク
- ④ 資産管理・活用、株主対応に関するリスク
- ⑤ 個人情報をはじめとする情報資産の漏洩リスク
- ⑥ マーケット及び消費者対応に関するリスク
- ⑦ 労務案件に関するリスク
- ⑧ 内部監査、内部統制運用から生じた懸念事項に関するリスク
- ⑨ その他

また同委員会の討議内容について、第三者視点による透明性を確保する観点から、常勤監査役が陪席するほか、必要に応じて社外役員、社外弁護士と情報共有を図ることとし、問題点に関し適切な助言を得られるよう体制を整備しております。

『内部統制委員会』

危機発生リスクの分析・評価を行い、危機発生時に適切な対応を行うための基盤整備を平時から行っております。

『内部監査室』

危機管理体制に関する監視を行っております。

『法務・ライセンス統括部』

コンプライアンスリスク発生時に窓口部門として危機管理委員会の招集の要否を判別し、迅速かつ適切な対応を実行しております。

また、コンプライアンス通報制度（三陽アラーム制度）の社内窓口部門として機能しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 連結ベースの中期的な経営計画及び年度事業計画を策定し、諸施策を推進しております。
2. 「取締役執務規程」により取締役の責務を明確にし、組織運営・業務推進の効率性を求めています。
3. 取締役（社外取締役を除く）及び取締役会が任命する者で構成される経営会議を設置し、会社に影響をおよぼす重要事項についての多面的な検討と意思決定を行っております。
4. 取締役会により選任された執行役員に業務執行権限を委譲し、業務の効率的運用を行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき各子会社に対する当社の所管部門及びその責任者を定め、必要に応じて当該所管部門の責任者又は所属員を役員として派遣し、子会社の取締役等の職務の効率的な執行状況を管理するとともに、重要事項が当社の取締役会に適切に報告される体制を整備しております。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・各子会社の当社所管部門及びその責任者は、子会社の業務に関連するリスクについて、これを評価し、対応するための継続的統制を組織的に行い、かかるリスクに関する重要な情報が当社の取締役会に適時に報告される体制を構築・維持しております。さらに、重要な契約の締結等については、当社の法務・ライセンス統括部が連携し適宜審査を行っております。

3. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査室は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行っております。また、当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社と同等の業務の適正を確保する体制を整備しております。
 - ・法令・定款違反等を未然に防止するため、子会社の使用人等から内部通報が寄せられた場合は、当社は、三陽アラーム制度規程に則し適切に対応しております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役監査基準及び監査役会規則に則り、監査役が求めた場合は、使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を選任し監査役補助の任にあてております。
2. 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人が監査役の指示により監査に必要な情報、資料の提供等を求めた場合においては、当該情報等の提供に速やかに応じるなど、補助使用人が行う業務の推進に協力しております。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

1. 監査役業務に関しては、補助使用人は取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととしております。
2. 監査役監査基準及び監査役会規則に則り、補助使用人の人事異動及び雇用条件に関する事項は、監査役と事前の協議を行うものとしております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

1. 当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査役の要請に応じ、以下につき監査役に適時報告しております。
 - ・定例的報告事項
経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査室が実施した監査の結果等。
 - ・臨時的報告事項
会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実、取締役、執行役員及び使用人の職務遂行に関して不正又は法令・定款及び各種社内規程等に違反する重大な事実、コンプライアンス通報制度（三陽アラーム制度）に基づき通報された事実、重要な訴訟・係争及び行政処分等に関する事実。
2. 当社の代表取締役は定例的に実施されるミーティングにおいて、必要事項について監査役と意見交換を行っております。

3. 当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。また、子会社の使用人等からコンプライアンス通報制度（三陽アラーム制度）に基づき通報された内容については、同制度の窓口部門である当社法務・ライセンス統括部が取りまとめ、定期的に当社監査役に報告しております。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底しております。
2. 三陽アラーム制度規程において、通報者の保護を優先事項としてその旨を定め、また、三陽アラーム制度規程に基づく通報者に対して、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を計上するとともに、監査役がその職務の執行について支出した費用等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行っております。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、以下の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する以下の重要な資料を閲覧できることとしております。
 - ・ 監査役が出席する会議
取締役会、経営会議、執行役員会/月次業績確認会、予算編成会議（子会社予算会議を含む）、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会等の重要な会議。
 - ・ 監査役が閲覧できる資料
代表取締役が決裁するもの、法令等遵守に関するもの、リスク管理に関するもの、内部監査に関するもの、重要な会計方針の変更に関するもの、重要な訴訟・係争に関するもの、重要な事故・苦情・トラブルに関するもの、その他の重要な決裁書類。
2. 取締役は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役が法務、会計等の専門家から適切なアドバイスを得られる環境を整備するとともに、監査役と内部監査室及び会計監査人との連携体制を推進しております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス等

サステナビリティ基本方針、企業行動基準等、行動規範に結びつく社内規程について、通達等の適宜の方法により注意喚起を促すなど、従業員に対して周知徹底を図りました。また、各種リスクを所管する部門の責任者で構成されるコンプライアンス委員会は、事業年度内に4回開催し、各部門が抱える潜在リスクを抽出するとともに、その解決策を検討のうえ、全社的に連絡事項の伝達を行いました。なお、内部統制委員会及び内部監査室は、それぞれ独立の視点でコンプライアンス体制の運用状況を確認いたしました。

また、法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図るべく、コンプライアンス通報制度（三陽アラーム制度）の運用をグループ全体で継続し、取り組みを強化しております。

2. 取締役の職務執行

当社は、法令・定款及び取締役執務規程等に従い、原則月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。さらに、当社においては社外取締役も選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当社は、取締役会開催前には、経営会議において、取締役会付議事項について多面的に検討を加えるとともに、取締役会終了後は、執行役員会において、取締役会での決定事項等を全執行役員に報告し共有を図ることで、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

3. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による経営会議、執行役員会/月次業績確認会、予算編成会議（子会社予算会議を含む）、内部統制委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会その他の重要な会議への出席や、定期的に行われる代表取締役と監査役との意見交換会等を通して、忌憚なく監査し助言を行っております。また、監査役は、取締役、執行役員及び使用人からの定例及び臨時の報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人との定期的なミーティングや、内部監査室からの報告を受けることにより、連携体制を推進しつつ監査の実効性を確保しております。

4. 内部監査

当社では、内部監査室が定期的に監査計画を策定のうえ、業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手の妥当性についてグループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告しております。

5. 子会社管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、すべての子会社に当社所管部門の責任者又は所属する従業員を役員として派遣しており、子会社から重要事項等の報告を適宜受けております。また、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなど子会社の監査に関与し、定例的に開催される当社監査役会において子会社の監査内容を報告しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

比率その他については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	36,209
現金及び預金	23,283
売掛金	3,311
商品及び製品	7,298
仕掛品	229
原材料及び貯蔵品	289
その他	1,802
貸倒引当金	△5
固定資産	22,548
有形固定資産	8,598
建物及び構築物	3,130
土地	4,309
リース資産	345
建設仮勘定	3
その他	810
無形固定資産	3,108
商標権	2,197
ソフトウェア	823
その他	87
投資その他の資産	10,842
投資有価証券	9,580
敷金及び保証金	978
退職給付に係る資産	11
その他	278
貸倒引当金	△6
資産合計	58,758

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,883
支払手形及び買掛金	4,435
1年内返済予定の長期借入金	2,870
リース債務	121
未払費用	1,935
未払消費税等	222
未払法人税等	412
賞与引当金	482
役員賞与引当金	21
その他	382
固定負債	6,616
長期借入金	3,930
リース債務	236
長期未払金	58
繰延税金負債	1,543
再評価に係る繰延税金負債	540
退職給付に係る負債	244
その他	62
負債合計	17,499
(純資産の部)	
株主資本	34,097
資本金	15,002
資本剰余金	9,631
利益剰余金	11,051
自己株式	△1,587
その他の包括利益累計額	7,145
その他有価証券評価差額金	5,783
繰延ヘッジ損益	15
土地再評価差額金	1,224
為替換算調整勘定	121
非支配株主持分	16
純資産合計	41,258
負債及び純資産合計	58,758

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		61,353
売上原価		23,182
売上総利益		38,171
販売費及び一般管理費		35,123
営業利益		3,047
営業外収益		
受取利息及び配当金	224	
持分法による投資利益	11	
その他	19	254
営業外費用		
支払利息	101	
その他	16	117
経常利益		3,184
特別利益		
固定資産売却益	44	44
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	182	183
税金等調整前当期純利益		3,045
法人税、住民税及び事業税	388	
法人税等調整額	△132	255
当期純利益		2,790
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		2,787

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,002	9,631	8,930	△1,608	31,955
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△641		△641
親会社株主に帰属する当期純利益			2,787		2,787
自己株式の処分		△0		23	23
自己株式の取得				△2	△2
土地再評価差額金の取崩			△25		△25
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	2,121	20	2,141
当期末残高	15,002	9,631	11,051	△1,587	34,097

	その他の包括利益累計額					非支配株 主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,132	13	1,199	119	4,465	13	36,435
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△641
親会社株主に帰属する当期純利益							2,787
自己株式の処分							23
自己株式の取得							△2
土地再評価差額金の取崩							△25
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	2,650	1	25	1	2,679	2	2,681
連結会計年度中の変動額合計	2,650	1	25	1	2,679	2	4,823
当期末残高	5,783	15	1,224	121	7,145	16	41,258

計算書類

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	36,129
現金及び預金	23,169
売掛金	3,311
商品及び製品	7,298
仕掛品	229
原材料及び貯蔵品	289
前払費用	1,537
未収入金	132
その他	165
貸倒引当金	△5
固定資産	22,661
有形固定資産	8,598
建物	3,087
構築物	43
機械及び装置	30
工具、器具及び備品	779
土地	4,309
リース資産	345
建設仮勘定	3
無形固定資産	3,108
商標権	2,197
ソフトウェア	823
その他	87
投資その他の資産	10,955
投資有価証券	9,177
関係会社株式	486
関係会社出資金	0
敷金及び保証金	976
前払年金費用	11
その他	310
貸倒引当金	△6
資産合計	58,791

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,894
支払手形	321
買掛金	4,113
1年内返済予定の長期借入金	2,870
リース債務	121
未払金	68
未払費用	1,946
未払消費税等	222
未払法人税等	412
預り金	112
賞与引当金	482
役員賞与引当金	21
その他	201
固定負債	6,616
長期借入金	3,930
リース債務	236
長期未払金	58
繰延税金負債	1,543
再評価に係る繰延税金負債	540
退職給付引当金	244
その他	62
負債合計	17,511
(純資産の部)	
株主資本	34,257
資本金	15,002
資本剰余金	9,913
資本準備金	3,800
その他資本剰余金	6,113
利益剰余金	10,928
その他利益剰余金	10,928
別途積立金	9,750
繰越利益剰余金	1,178
自己株式	△1,587
評価・換算差額等	7,023
その他有価証券評価差額金	5,783
繰延ヘッジ損益	15
土地再評価差額金	1,224
純資産合計	41,280
負債及び純資産合計	58,791

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		61,353
売上原価		23,177
売上総利益		38,175
販売費及び一般管理費		35,157
営業利益		3,018
営業外収益		
受取利息及び配当金	224	
その他	18	242
営業外費用		
支払利息	101	
為替差損	13	
その他	0	115
経常利益		3,146
特別利益		
固定資産売却益	44	44
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	182	183
税引前当期純利益		3,007
法人税、住民税及び事業税	388	
法人税等調整額	△132	255
当期純利益		2,752

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,002	3,800	6,114	9,914	9,750	△906	8,843	△1,608	32,150
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△641	△641		△641
当期純利益						2,752	2,752		2,752
自己株式の処分			△0	△0				23	23
自己株式の取得								△2	△2
土地再評価差額金の取崩						△25	△25		△25
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	2,085	2,085	20	2,106
当期末残高	15,002	3,800	6,113	9,913	9,750	1,178	10,928	△1,587	34,257

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,132	13	1,199	4,346	36,496
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△641
当期純利益					2,752
自己株式の処分					23
自己株式の取得					△2
土地再評価差額金の取崩					△25
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	2,650	1	25	2,677	2,677
事業年度中の変動額合計	2,650	1	25	2,677	4,783
当期末残高	5,783	15	1,224	7,023	41,280

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社 三陽商会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根津 順一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三陽商会の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社 三陽商会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根津 順一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三陽商会の2023年3月1日から2024年2月29日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月11日

株式会社三陽商会 監査役会

常勤監査役 伊藤 六一 ⑩

社外監査役 飯村 北 ⑩

社外監査役 福田 厚 ⑩

以上

■ 当社取り扱いブランド



BLUE LABEL CRESTBRIDGE

ブリティッシュテイストがベースのベーシックとコンテンポラリーをミックスしたコレクション。品の良いプレッピースタイルから大人の女性のキュートな装いまで幅広く提案。



BLACK LABEL CRESTBRIDGE

ブリティッシュトラッドをベースにトレンドをミックスしたコンテンポラリーなコレクション。スポーティなアイテムを含むカジュアルウェアからモダンなテーラリングまで幅広く展開。



Paul Stuart

洗練されたエレンガンスと「コンテンポラリー・クラシック」をキーワードにしたスタイルを提案。



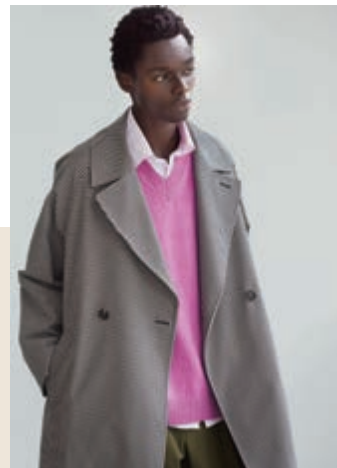
■ 当社取り扱いブランド



MACKINTOSH LONDON



英国を代表するアウターウェアブランド「マッキントッシュ」の伝統を受け継ぎ、高い品質とファッション性を併せ持ったオーセンティックなトータルコレクションを提案。



MACKINTOSH PHILOSOPHY

英国を代表する老舗ブランド「マッキントッシュ」のセカンドライン。マッキントッシュのモノづくりの精神と、クラシックで時代性のあるスタイルを受け継いだトータルコレクションを提案。



■ 当社取り扱いブランド

EPOCA UOMO

自分自身の価値基準を持った活動的な男性へ、
上質な素材とこだわりのディテールで
新たな価値を提案。



EPOCA

世界に通じるモダンでハイクオリティーなコレクションを
高感度な女性のために提案。



AMACA

上質で品のある
スタンダードアイテムに
時代性を加えた
スタイルを提案。



EVEX by KRIZIA

ミラノ発の
ラグジュアリーブランド
「クリツィア」から生まれた
クオリティーの高い
カジュアルスタイルを提案。

TO BE CHIC

永遠のLady Styleをテーマにした
大人のエレガンススタイルを提案。

TRANS WORK

女性らしさの中にも凛々しさの薫る、
エレガントで高品質・高感度な
リアルクロージングをトータルで提案。

■ 株主総会会場ご案内図



【会場】 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃

【交通】 JR 総武線 ……………「市ヶ谷」駅下車徒歩3分
都営地下鉄 新宿線……………「市ヶ谷」駅下車4番出口より徒歩3分
東京メトロ 有楽町線／南北線……………「市ヶ谷」駅下車7番出口より徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。